

# 福岡ケアプランセンター椿 重要事項説明書

## 1. 事業者の内容

事業者名 社会福祉法人 福岡福祉会  
居宅介護支援事業所 福岡ケアプランセンター椿  
所在地 〒814-0155 福岡市城南区大字東油山499番地16号  
電話番号 092-400-0116  
FAX番号 092-400-2554  
介護保険事業所番号 4071301024  
サービス提供地域 福岡市（城南区・南区・中央区・早良区・西区）  
那珂川市、春日市、大野城市

### 事業者の従業者体制

管理者1名、介護支援専門員1名以上で対応

#### ① 窓口開設時間

月～金曜日 9時00分～18時00分（12月30日～1月3日を除く）  
緊急時は24時間連絡が取れます。

## 2. 事業の目的と運営方針

- ① 要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して適切に公正中立な立場でサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ② 業務範囲外の内容 下記のような内容は必要に応じて他の専門職を紹介します。
- 救急車への同乗
  - 入退院の手続きや生活用品調達等の支援
  - 家事の代行
  - 直接の身体介護
  - 金銭の管理

### 3、居宅介護支援業務の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービスを利用するためのケアプラン（介護サービス計画書）を作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者が集まり、ケアプランの内容等について協議します。
モニタリング	月に1回、又は2か月に1回（テレビ電話等を使用）ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、本人の心身の状態やサービスの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。サービス利用票の説明を行います。
要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新申請や、状態変化に伴う区分変更申請を支援します。利用者が希望する場合は要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

テレビ電話装置等を活用したモニタリングのメリット・デメリットです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業所の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2か月に1回は利用者の居宅を訪問して面談を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

#### 4、利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担はありません。

##### ○その他の費用

- ・通常の事業の実施区域内の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、無料です。
- ・通常の事業の実施区域外の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、次の額を徴収するものとします。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、

① 片道おおむね10km未満	250円
② 片道おおむね10km以上20km未満	500円
③ 片道おおむね20km以上	625円

#### 5. 苦情・相談の受付について

- ①介護サービス利用上の苦情・相談があれば担当ケアマネが対応し支援します。
- ②当事業者に対しての苦情・相談の受付

当事業所への苦情・相談の受付は当法人事務所で対応します。

受付窓口 当法人事務所 ☎092-861-8788

受付時間 月曜日から金曜日の 午前9時から午後6時まで

解決責任者 施設長 田崎 健太郎

受付担当者 副施設長 上田 正憲

苦情処理に関する第三者委員 <第三者委員氏名> 疋田 初美氏

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員相談・苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進いたします。

- ・受付担当者からの相談・苦情の内容の報告聴取。申出人への通知
- ・利用者からの直接の受付,申出人と事業者への助言,事業者(施設)への助言
- ・申出人と解決責任者の話し合いへの立ち合い
- ・解決責任者からの相談・苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

##### (2) 行政機関その他の苦情・相談受付機関

◆福岡市城南区保健福祉センター介護保険課 ☎092-833-4105  
福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号

◆福岡市南区保健福祉センター介護保険課 ☎092-559-5125  
福岡市南区塩原年丁目25番年号

◆福岡市中央区保健福祉センター介護保険課 ☎092-718-1102  
福岡市中央区大名2丁目5番31号

- ◆福岡市西区保健福祉センター介護保険課      ☎ 0 9 2 - 8 9 5 - 7 0 6 6  
福岡市西区内浜1丁目4番1号
- ◆福岡市早良区保健福祉センター介護保険課      ☎ 0 9 2 - 8 3 3 - 4 3 5 5  
福岡市早良区百道2丁目1番1号
- ◆那珂川市役所 高齢者支援課      ☎ 0 9 2 - 9 5 3 - 2 2 1 1  
那珂川市西隈1丁目1番1号
- ◆春日市役所 高齢課 介護保険担当      ☎ 0 9 2 - 5 8 4 - 1 1 2 2  
福岡県春日市原町3丁目1番地5
- ◆大野城市役所 介護サービス担当      ☎ 0 9 2 - 5 8 0 - 1 8 6 0  
福岡県大野城市曙町2丁目2番地1号
- ◆福岡県国民健康保険団体連合会      ☎ 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 1 3  
福岡市博多区吉塚本町13番47号
- ◆福岡県運営適正化委員会      ☎ 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1  
福岡県春日市原町3丁目1番地7
- ◆福岡県運営適正化委員会      ☎ 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1  
春日市原町3-1-7

○相談・苦情の受付

- ・事業所等に対しての苦情相談は担当ケアマネが随時受け付けます。
- ・担当ケアマネに対しての苦情相談窓口は受付担当者（副施設長 電話092-861-8788）で対応します。  
申し出人が第三者委員への報告の希望があれば第三者委員に報告します。
- ・投書など匿名の苦情については、担当ケアマネ・受付担当者・解決責任者・にて必要な対応を行います。
- ・第三者委員は、受付担当者からの相談・苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

○解決に向けての話し合い

- ・解決責任者は、申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、申出人又は解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。
- ・第三者委員の立ち合いによる申出人と解決責任者の話し合いは、次により行います。
  - ・第三者委員による相談・苦情内容の確認
  - ・第三者委員による解決案の調整、助言
  - ・話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認。尚、解決責任者を第三者委員の立ち合いを要請することができます。

○相談・苦情解決の記録と報告

- ・受付担当者は、受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録し

ます。

- ・解決責任者は、一定期間ごとに改善結果について第三者委員に報告します。

#### ○解決・改善の結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るために、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」等（施設ホームページ <http://fukusikai.co.jp/aburayama/>）に実績を掲載し、公表します。

### 6. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者・家族の個人情報・秘密を保守します。退職後においてもこれらの個人情報・秘密を保守すべき事を厳守します。

### 7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

### 8. 公正中立なケアマネジメントの確保

公正中立なケアマネジメントの確保として、以下の記載をします。

①複数事業所の説明等利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を行い、その選定理由について事業者に求めることができます。

### 10. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修の実施、その他必要な措置を講じていきます。虐待が確認できた場合は、速やかにこれを地域包括支援センター又は市町村に通報するものとします。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任責任者を配置：主任介護支援専門員

### 11. 非常災害対策

事業者は、災害時や感染症の発生時において、業務を継続的に実施できるよう業務

継続 BCP 計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的を開催する措置を講じます。

ご家族様へも災害時緊急時の対応の確認も事前に準備をお願いいたします。

## 1 2. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等への連絡等必要な措置を講じます。対応を円滑に行う為に、主治医や医療機関との間において、疾患等に関する情報について必要に応じて連絡を取らせて頂きます。不測の入院時に備え、当事業所が医療機関に伝わるように、医療保険証等と一緒に名刺を保管頂くなどの対応をお願い致します。

また、入院時には、ご本人またはご家族から、事業者担当名をお伝え頂きますようお願い致します。

## 1 3. 利用者の尊厳

- ・利用者の人権やプライバシー保護など尊厳を守っていきます。  
利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとします。
- ・居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者に対して、複数の介護サービス事業所を紹介する様に求める事が出来る事、選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ・特定の事業所に不当な情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、サービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、合意を図ります。

## 1 4. 損害賠償について

当事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

## 1 5. 当事業所のケアプランにかかる訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含）、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

判定期間 前期（3月1日～8月末まで） 後期（9月1日～2月末まで）

## 1 6. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について

感染症の予防及び蔓延を防止するため、従業者に対する研修の実施、その他の必要な措置を講じます。

### 1 感染対策委員会の開催

- 2 感染症及び蔓延防止のための指針の整備
- 3 感染症及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施

17. ハラスメント対策の強化について

事業所は、職場におけるハラスメントを防止し、全職員に安全で尊厳ある労働環境となるよう努めます。ハラスメントの原因となり得る要因を理解し、予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行います。

- ・ご利用者、ご家族より事業所職員へ暴力行為やハラスメント行為（性的な話、理不尽なサービスを要求、理不尽な苦情等）がある場合は、契約を解除する事とします。

18. 入院された場合について

医療機関へ入院された場合は、担当ケアマネジャーの事業所と担当者氏名を医療機関へお伝えください。

【料金】 ※保険者より福岡ケアプランセンター椿への収入

① 居宅介護支援利用料（利用者様の自己負担はありません）

居宅介護支援費 I	要介護 1, 2	1ヶ月につき	1,086 単位 11,620 円
	要介護 3, 4, 5	1ヶ月につき	1,411 単位 15,097 円

※介護支援専門員一人45件未満の場合

② 加算（利用者様の自己負担はありません）

○特定事業所加算 II	412 単位	4,408 円
-------------	--------	---------

- ・常勤専従のケアマネジャーを3人配置
- ・毎週勉強会や会議の実施
- ・24時間連絡体制と相談体制あり
- ・計画的な研修の実施
- ・地域包括支援センター主催の研修参加
- ・他法人との定期的な事例検討会

○初回加算	300 単位	3,210 円
-------	--------	---------

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要介護状態区分が二区分以上変更された場合

○入院時情報連携加算（I）	250 単位	2,675 円
---------------	--------	---------

利用者が入院するに当たって、病院又は診療所に入院した当日までに、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報提供を行った場合

○入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	2,140円
---------------	-------	--------

利用者が入院するに当たって、病院又は診療所に入院した翌日から3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報提供を行った場合

○通院時情報連携加算	50単位	535円
------------	------	------

利用者が病院又は診療所において医師（歯科医含）の診察を受ける時に同席し、医師に対して利用者の心身の状況や生活状況等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合1人につき1月に1回を限度として加算あり

○退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	4,815円
--------------	-------	--------

利用者の退院又は退所に当たって、医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス利用に関する調整を行った場合

○退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	6,420円
--------------	-------	--------

病院でカンファレンス以外の方法により、情報提供を1回受けていること

○退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	6,420円
--------------	-------	--------

病院でカンファレンスにより、情報提供を1回受けていること

○退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	8,025円
--------------	-------	--------

病院でカンファレンス以外の方法により、情報提供を2回受けていること

○ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円
------------------	-------	--------

医学的見地に基づき回復の見込みが無いと判断した者であって、在宅で死亡した方が対象。ターミナル期に頻繁に居宅を訪問し、利用者状況の把握と医師や居宅サービス事業所へ情報提供している事業所を評価

○緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円
------------------	-------	--------

利用者の病状が急変した場合や医療機関における診療方針の大きな変更があった場合など、居宅サービス計画書を速やかに変更して、居宅介護支援サービスの調整を行うことを評価



上記の契約を証するため、本書2部を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 福岡福祉会 福岡ケアプランセンター椿  
事業所番号 4071301024  
住所 〒814-0155 福岡市城南区大字東油山499番地16  
電話 092-400-0116

管理者 .....日高茂樹.....印

説明者 .....印

本書面に基づいて、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

住 所.....

氏 名.....印

<利用者家族または代理人>

住 所.....

氏 名.....印

(続柄 )